

資産等補充報告書等に係る審査結果報告書

1 審査の対象となった資産等補充報告書

伊東市長等の政治倫理に関する条例（平成30年伊東市条例第30号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により審査を求められた資産等補充報告書等は、次のとおりである。

- (1) 条例第4条第2項の規定により作成された「資産等補充報告書」
- (2) 条例第5条第1項の規定により作成された「所得等報告書」
- (3) 条例第6条の規定により作成された「関連会社等報告書」

※なお、上記の報告書を審査するに当たり、条例第4条第1項の規定により令和3年7月30日付けで作成された「資産等報告書等」を参考資料とした。

2 審査の方法

条例第10条に基づき設置された伊東市政治倫理審査会において審査した。

- (1) 審査会委員 下表のとおり

	資 格	氏 名
会 長	司法書士	山本 哲正
副会長	税理士	矢崎 良夫
委 員	弁護士	東端 克博
委 員	行政書士	杉山 はるみ

- (2) 審査会開催日時 令和4年7月7日（木）午前10時
- (3) 審査会開催場所 伊東市役所7階特別会議室

3 審査の結果

資産等補充報告書等については、適正に作成、報告されているものと認められた。